

山梨県立大学教職課程 教育実習の経費等に関する方針

平成 30（2018）年 10 月 17 日 山梨県立大学教育委員会承認

平成 30（2018）年 10 月 9 日 山梨県立大学教育委員会教職課程部会承認

1. 文部科学省の方針に則り、本学教職課程では教育実習における実習指導に係る謝金名目等の経費は支払わない。
2. 実習に関わる実費（給食費、コピー代、資料代等）の支払いについては、当該実習生が負担する。
3. 私立学校での教育実習について、実習校より実習指導に係る謝金名目等の経費の支払いが要請された際は、当該実習生と協議の上、教育委員会教職課程部会において適切に対応する。

【参考資料】文部科学省初等中等教育局教職員課 平成 18 年 8 月 17 日付け事務連絡「特別支援学校の教員免許制度に関する各都道府県教育委員会からの質疑事項に対する回答集」より

教育実習における謝金等の取扱いについて

- 各大学における教育実習の際に、実習生を受け入れる小中学校等に対し、慣例的に大学から必要経費、謝金等の名目で金品が渡されるケースがあることは承知している。
- 従来、国立大学の教員養成大学・学部の多くは、公立学校での教育実習において実習委託費として、実習生の円滑な受入に必要な教材・資料の準備、書類の作成・郵送等に係る経費を支払っていた。また、それ以外の大学においても、同様の趣旨で実習先の公立学校に教育実習指導に係る経費、謝金等を支払う例があった。
- 近年、自治体における情報公開の促進や経理の適正化が求められているところであり、このような観点からすれば、一般に、教育実習生の指導に係る経費等についても、会計規則の整備等により、自治体の歳入として適正に処理されることが不可欠と考えられる。
- 経費徴収の可否、その金額等については、各自治体において適切に決定されるべきものであるが、一般に、域内の住民に十分説得力のある説明ができる内容・程度のものでなければならぬと考える。
- 基本的な考え方は以上のとおりであるが、端的に言って、非常に誤解を生みやすい慣行であると思われる。コピー代、資料代等実費相当の常識的な範囲の金銭を、自治体の会計規則等透明なルールに基づき徴収するといったケースを唯一の例外とし、それ以外のいかなる金品の授受も現場から排除すべきものとする。このような観点に立ち、学生を送り出す側も受け入れる側も適切に対応していただきたい。